

札幌法務局苫小牧支局からのお知らせ

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます

不動産登記簿を見ても土地や建物の所有者が直ちに判明しない、または判明しても連絡がつかない「所有者不明土地」の発生を予防するための法律がまもなくスタートします。

令和6年4月1日から、相続などにより不動産の取得を知ってから3年以内に登記の申請をすることが義務となり、正当な理由がなく違反した場合、10万円以下の過料が課される可能性があります。

相続した土地や建物は、必ず相続登記を行いましょう。



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」

- ・令和6年4月1日より前の相続でも未登記であれば相続登記義務化の対象です。この場合、法律の施行日から3年以内（令和9年3月31日まで）に登記を行う必要があります。
- ・制度に関する詳細は [法務省 所有者不明](#)  で検索を。
- ・相続登記の手続きに関するご案内（ハンドブック）は右記二次元バーコードから法務省ホームページにアクセスしてください。



法務省ホームページ

個別の事案に対する相談・問合せ

札幌司法書士会「相続登記相談センター」 ☎ 011-211-6665（平日12時～15時）

問合せ 札幌法務局苫小牧支局 ☎ 0144-347403

地域おこし協力隊 募集中！



募集案内はこちらから

【問合せ】政策推進課政策推進グループ ☎ 22 2751

【苫小牧医師会】日曜・祝日当番病院（市外局番 0144）

月 日	外科		内科	
	病院名	電話	病院名	電話
9月	10日(日)	同樹会苫小牧病院	(36)1221	苫小牧市夜間・休日急病センター ※令和5年4月から、内科の休日当番病・医院は夜間・休日急病センターに統合されました。 (32) 0099
	17日(日)	苫小牧日翔病院	(72)7000	
	18日(月)	ハート整形ペインクリニック	(38)7000	
	23日(土)	にっしん泌尿器科クリニック	(71)1100	
	24日(日)	とまこまい脳神経外科	(75)5111	

右記二次元バーコードから町ホームページの「苫小牧歯科医師会の休日当番医」を確認することができます。

